

広島県告示第五百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
寿老地地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を広島市道佐伯四区二百十六号線に沿つて結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

標柱番号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号	地番	町	都市・区	広島市佐伯区
一一一〇番一	一一二番一	一一八番二	五日市二丁目	広島市佐伯区	番	地	町	都市・区
一一二〇番一	一一一八番二	一一二二番一	二二七番一	二二二番一	二二七番一	五日市二丁目	広島市佐伯区	都市・区
一一二二〇番一	一一二一八番二	一一二二二番一	二二七番一	二二二番一	二二七番一	五日市二丁目	広島市佐伯区	都市・区